

令和6年6月16日執行
沖縄県議会議員一般選挙

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者
更正援護施設及び指定保護施設における

不在者投票事務処理要領

※この不在者投票事務処理要領においては、本人請求による場合の不在者投票の方法等は省略させていただきますので、該当する選挙人がいる場合には沖縄市選挙管理委員会までお問い合わせください。

沖縄市選挙管理委員会

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号
電話（098）939-1193

目次

	ページ
指定病院等における不在者投票事務の概要	ページ
1 不在者投票制度	1
2 指定病院等における不在者投票ができる者	1
3 不在者投票ができる期間	1
4 不在者投票管理者	2
5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の方法	2
6 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付	4
7 投票記載所の設備	4
8 不在者投票の方法	5
9 投票には立会人の立会いが必要である	6
10 不在者投票の送致	7
11 不在者投票に関する経費	7
12 指定病院における不在者投票の管理に関する質疑応答集	8
13 様式及び記載例等	9

(凡例) 法・・・・・公職選挙法
令・・・・・公職選挙法施行令
規則・・・・・公職選挙法施行規則
令 55 ②・・・・・公職選挙法施行令第 55 条第 2 項

1. 不在者投票制度

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票しなければなりません。（法 44）

しかし、選挙人の中には、職務、業務の都合又は病気等のため、選挙の当日、投票所へ行けない者もおりますので、できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度の一つとして、都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・施設等（以下「指定施設」といいます。）に入院中又は入所中の者は、不在者投票管理者である病院長又は施設長の管理の下にその病院内又は施設内においても投票することができますとされています。

（令 55 ②）

指定病院等におけるこの制度は手続きが複雑ですが、これは、選挙人の便宜をはかることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるためのやむを得ない措置ですので、不在者投票管理者である病院長等は、この点を理解し、違法な取扱いとなることがないよう十分注意をするようお願ひいたします。

2. 指定病院等における不在者投票ができる者（法 49）

都道府県選挙管理委員会の指定する病院（以下「指定病院」といいます。）に入院中、都道府県選挙管理委員会の指定する老人ホーム（以下「老人ホーム」といいます。）に入所中、国立保養所に入所中、都道府県選挙管理委員会の指定する身体障害者更正援護施設（以下「指定身障施設」といいます。）に入所中又は都道府県選挙管理委員会の指定する保護施設（以下「保護施設」といいます。）に入所中の選挙人で、次の不在者投票事由に該当する者に限られます。

（1） 2号事由（法 49 条第 1 項）

用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること。

所属投票区の区域外の指定病院に入院加療中の歩行可能な選挙人は本号に該当します。（歩行が困難な者は、3号事由になります。3号事由の場合には、指定病院は、所属投票区の区域内でもよいことになります。）

（2） 3号事由（法 49 条第 1 項）

疾病、負傷、妊娠、老衰、身体障がい若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

- ① 歩行が困難であることは、選挙の当日、本号の規定の理由によって歩行が困難であると予想される場合のことであって、不在者投票を行うときに、歩行が困難でなくてもよい。例えば、選挙当日は手術を行うのでその前に歩行可能の間に投票しようとする場合が考えられます。
- ② 所属投票区の区域内の指定病院に入院中の者であっても歩行のできる場合は不在者投票をすることができません。（指定病院が所属投票区の区域外にあれば第2号事由に該当し、不在者投票をすることがあります。）
- ③ 指定病院に入院中の者で軽い歩行ができるが乗物に乗ることが禁止されている者の場合は、不在者投票をすることがあります。

3. 不在者投票ができる期間（令 58）

- （1） 選挙期日の告示の日の翌日（県議：6月8日）から選挙の期日の前日（6月15日）までの、毎日午前8時30分から午後5時まで。
- （2） 不在者投票制度は、選挙当日、投票所を閉鎖する時刻までに投票管理者に到着しないと無効になりますので、郵送の時間等を考慮して、余裕をもって投票することが必要です。

4. 不在者投票管理者

(1) 不在者投票を管理する者

不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとに執行されるわけですが、指定病院にあっては病院長が、指定老人ホームにあっては老人ホームの長が、指定施設にあっては施設の長が、それぞれの不在者投票管理者となります。

ただし、病院長、老人ホームの長又は施設の長に事故があり、又は欠けた場合には、病院長の職務を代理すべき医師（又は歯科医師）、老人ホームの長の職務を代理すべき者又は施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令 55④）

(2) 不在者投票管理者の主たる事務

①不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定をすること。

②不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行すること。

（ア）選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること（令 50④）。

（イ）交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと（令 53④）。

（ウ）投票用紙、不在者投票用封筒（及び不在者投票証明書）を点検すること（令 58①、②）。

（エ）立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること（令 58③で準用する令 56③、④）。

（オ）不在者投票記載所の設備をすること（令 58で準用する令 32）。

（カ）代理投票の申請を受け、その許否を決定すること（令 58④で準用する令 56③、④）。

（キ）投票の終わった不在者投票を送致すること（令 60①）。

(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の諸点に留意して公正かつ適切な事務処理をしてください。

① 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないことになっているので、特に注意すること（法 135②）。

② 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターを掲示することができないので、注意すること（法 143③、201 の 11⑥）。

③ 不在者投票の制度は、投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであるから、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。

④ 勘や過去の経験に頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、的確に処理すること（疑わしい点については、自分の考えだけで処理しないで沖縄市選挙管理委員会へ遠慮なくおたずねください。）

⑤ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されるので、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を立てておくこと。

⑥ 事務の管理・執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を加えることのないようにすること。

⑦ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務怠慢罪（法 226、227、237、238）等の罰則があるので、注意すること。

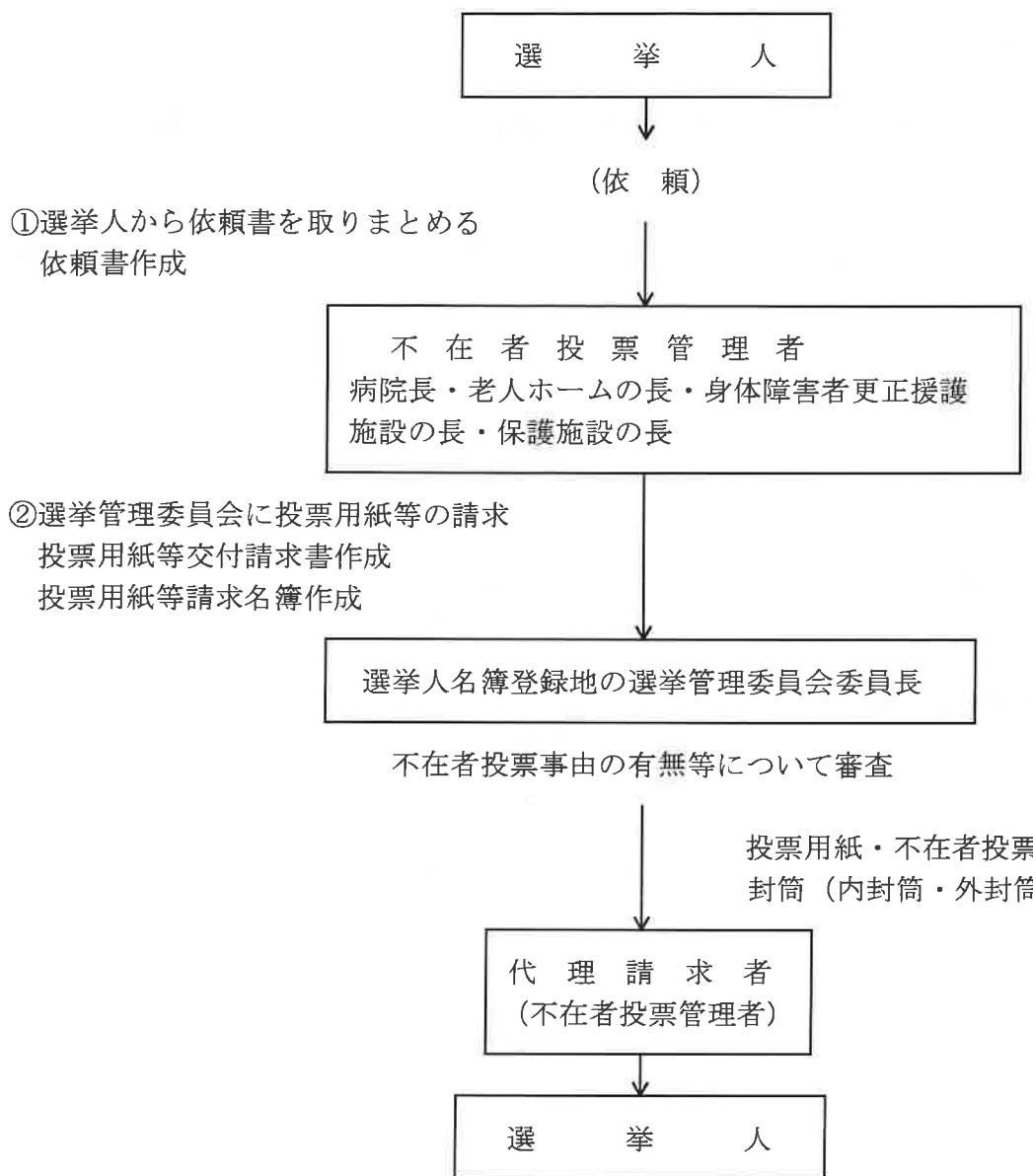
（不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意してください。）

5. 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の方法

投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する方法には、選挙人が自ら請求する方法と病院長、老人ホームの長、又は施設の長が選挙人に代わって請求する方法の二つの方法があります（令 50）。

不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示の日の前においても行うことができます。

不在者投票用紙等の請求



(1) 病院長、老人ホームの長又は施設の長が選挙人に代わって請求する方法

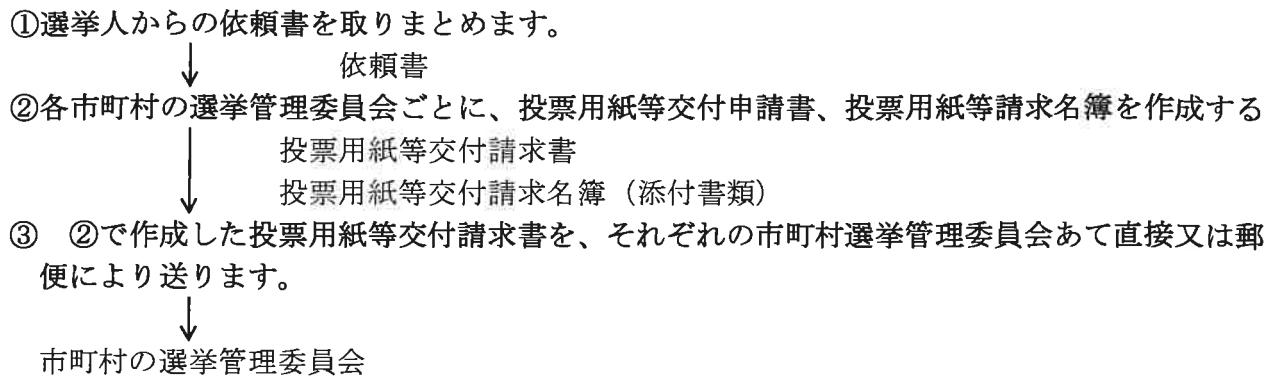
病院長、老人ホームの長又は施設の長は、病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入所中の者から投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の依頼があり、その者について不在者投票をする正当な事由があると認められた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し請求します。

なお、請求をする際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨を、また目の見えない者であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令50④）。

病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する場合は、必ず選挙人から依頼書を受け取っておいてください。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

具体的な手続き



(2) 選挙人が自ら請求する方法 ※

(3) 入院又は入所中の選挙人が船員である時の請求方法 ※

※ (2)、(3) は説明を省略しますので詳細は沖縄市選挙管理委員会までお問い合わせください。

6. 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付

前記「5」の請求後、投票用紙等は、市町村選挙管理委員会の委員長から直接交付されるか又は郵送されます。

なお、請求は選挙の期日の告示の日の前でも行うことができます。

(1) 病院長、老人ホームの長又は施設の長が選挙人に代わって請求する方法による場合

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

この場合、病院長、老人ホームの長又は施設の長は、投票用紙及び投票用封筒を受け取ったら直ちにこれを選挙人に渡さなければなりません。（令 53④）。ただし、8 頁の質疑問 6 の答にも記載のとおり、特別の事由がある場合は、不在者投票管理者が保管しておくこととすることも差し支えありません。

(2) 選挙人が自ら請求する方法による場合 ※

(3) 入院又は入所中の選挙人が船員であるときの請求方法による場合 ※

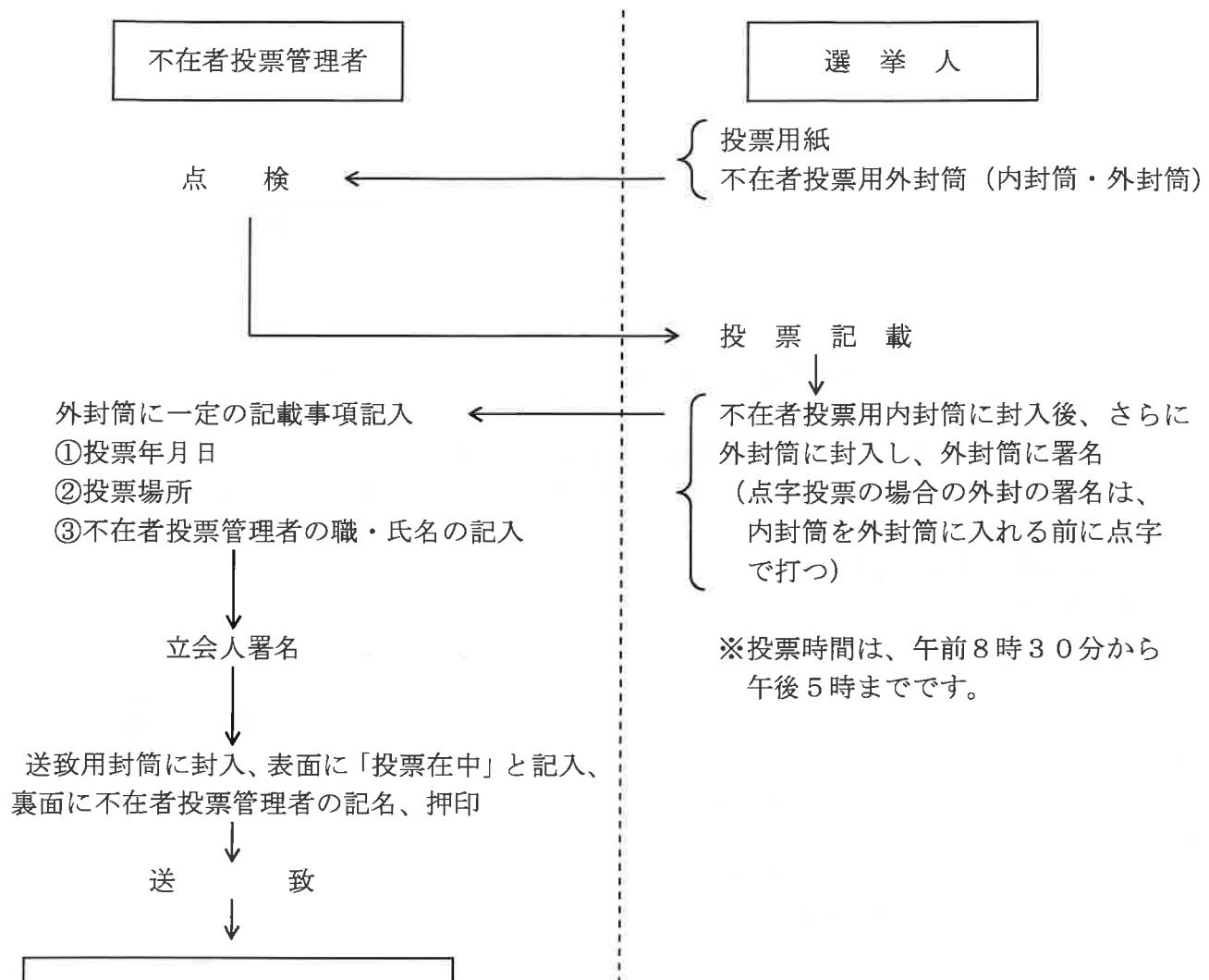
※ (2)、(3) は説明を省略しますので詳細は沖縄市選挙管理委員会までお問い合わせください。

7. 投票記載所の設備

不在者投票管理者は、投票記載所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないよう 投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために 相当の設備をしなければなりません。（令 58④で準用する令 32）。

なお、投票の記載をする場所には候補者の氏名等を記載したポスター等及び政治活動用のポスター等の文書を掲示することができないことになっているので、注意してください（法 143③、201 の 11⑥）。

8. 不在者投票の方法



選挙人名簿登録地の市町村
選挙管理委員会

該当投票区（又は指定投票区）の投票管理者
<受理・不受理の決定>

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

①投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、正規のものであるかどうか、選挙人であるかどうか確認すること。(令 58 ①)

②不在者投票証明書の点検（本人請求の場合） ※説明省略

(2) 不在者投票の手続き

①選挙人が投票記載所で記載し投票する場合

投票用紙及び不在者投票用封筒を不在者投票管理者に提示させ、その点検を受けた後、その管理する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の候補者1人の氏名を記載させ、これを不在者投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ、ついで不在者投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、その表面に署名させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させること。(令 58 ①②、56 ①)。

(注) 1. この場合、不在者投票管理者は選挙権を有する者を立ち会わせること。

2. 署名を忘れたり、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載したりしてはならないこと。（例外：事項②の代理投票の場合は、補助者が記載）

3. 署名の下に捺印するとか、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はないこと。

4. 点字投票があったときの不在者投票用封筒（外封筒）の表面の署名は、不在者投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせること。

②代理投票を希望する者がいる場合

代理投票とは、身体の障がい又は文盲のため候補者の氏名を自署できない者がいるとき、不在者投票管理者に申請させて代理投票させることをいいます。この場合、口頭によっても結構です。

具体的な手続きは、まず代理投票させるときには、立会人の意見を聞いて、補助者2名を補助者本人の承諾を得て定め、代理投票処理簿に記載のうえ、その1人の立会いの下に他の1人に投票記載所で選挙人の指定する候補者1人の氏名等を記載させ、それを選挙人に示したうえ、不在者投票用封筒（内封筒）に入れて封をし、さらにこれを不在者投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させます（令 58 ④で準用する令 56 ③）

なお、選挙人に代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見を聞いたうえで拒否することになります。

③ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人については、不在者投票管理者の下で立会人の立会いがある限りベッドの上ですることができます。この場合には投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等は掲示することができないので注意してください。

9. 投票には立会人の立会いが必要である

不在者管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち会わせなければなりません。立会人がなく行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。不在者投票管理者と立会人又は代理投票における補助者とは兼ねることはできません。

なお、立会人は点検から送致のための受理に至る全手続きに立ち会います。

※指定病院等における外部立会人

平成25年5月31日公布（平成25年6月30日施行）の公職選挙法等の一部を改正する法律に基づき、指定病院等の不在者投票管理者は、沖縄市選挙管理委員会が選定した者（以下「外部立会人」という。）を投票に立ち会わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めるよう努力義務が設けられました。

10. 不在者投票の送致

不在者投票管理者は選挙人から投票用紙の入った封筒を受け取った場合には、不在者投票用封筒(外封筒)に投票の年月日及び場所を記載のうえ、これに記名し、投票に立ち会った立会人に署名させ、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵送しなければなりません。※添付書類：投票用紙等送付名簿、代理投票報告書（あれば）

外封筒に、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないことになりますので、注意してください（令 60 ①）。

なお、不在者投票は不在者投票管理者から選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻（午後 8 時）までに送致されないとときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮のうえ送付してください。

(注) 投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますかならず自署してください。

11. 不在者投票に関する経費

不在者投票に関する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について 1,050 円です。

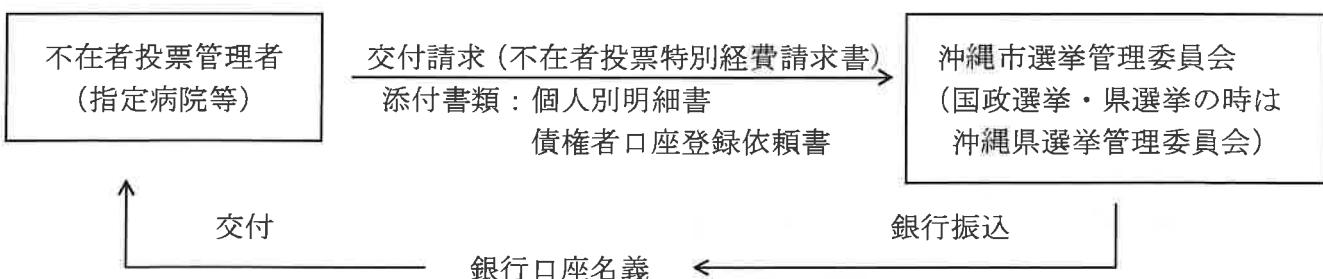
経費の請求は、不在者投票特別経費請求書に不在者投票特別経費個人別明細書を添えて、投票日後 12 日以内（6月 28 日まで）に、下記あてにお願いいたします。

※県知事・県議会の選挙の際には沖縄県選挙管理委員会に請求してください。

※初めて沖縄市に経費の請求する場合には、沖縄市会計管理者に債権者の口座登録をする必要がありますので、債権者口座登録依頼書の提出もお願いします。登録の有無は下記連絡先までお問い合わせ下さい。

なお、金額の多少にかかわらず、期限までに必ず請求してください。

[不在者投票特別経費の請求]



送付先・・・沖縄市選挙管理委員会（〒 904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号）

TEL 098-939-1193 (直)

※県知事・県議会の場合は下記あて

送付先・・・沖縄県選挙管理委員会（〒 900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 行政棟 7 階（南側））

TEL 098-866-2141 (直)

12. [指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集]

1. 投票用紙等の請求

問 1 病院に入院中の者の付き添いをしている者は、指定病院等の長が代理請求をすることができるか。また、その者は指定病院内で不在者投票ができるか。

答 前段、後段ともにできない。

なお、この者が不在者投票を行う場合は、名簿登録地の選挙管理委員会か、現に滞在している地の選挙管理委員会で行うことになる。

問 2 選挙期日が迫ってから入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは、市町村の選挙管理委員会に直接出向いても代理請求を行わなければならないか。

答 代理請求を断ることはできないが、郵便によるか直接によるかは不在者投票管理者の自由である。

しかし、できれば不在者投票が可能となるように配慮されたい。

問 3 入院患者から投票用紙の代理請求の依頼を受けたが、郵送では間に合わないため、本人の家族に院長の補助者として選挙管理委員会に請求に行かせてよいか。

答 院長の管理者の及ぶ者（補助者）と認められれば差し支えない。

なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させるよう配慮されたい。

問 4 投票用紙等の代理請求の際に選挙人から徴する依頼書は、選挙管理委員会に送致するのか、手元に保管するのか。

答 不在者投票管理者において保管されたい。

なお、投票日から当分の間（約半年）は保存されたい。

2. 候補者の氏名掲示

問 5 入院患者から、候補者氏名の一覧を掲示して欲しい旨の希望が多いので、病院側で作成し掲示して差し支えないか。

答 差し控えられたい。

なお、選挙人から希望があった場合、「何月何日付けの何新聞ではこうなっている」と言って新聞を見せることは差し支えない。

3. 不在者投票をする期間

問 6 市町村選挙管理委員会から投票用紙等を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日を定めて投票日まで不在者投票管理者が保管することとしてよろしいか。

答 ① 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えないが、その特定日以外に投票の申出があった場合にこれを拒否することはできない。

② 不在者投票管理者が保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合について、選挙人の了解を得て保管することは差し支えない。

4. 不在者投票の方法

問 7 選挙人の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それを受領したが受領前に当該選挙人が退院した場合はどうしたらよいか。

答 経緯を詳細に記載し、投票用紙等を至急、交付を受けた選挙管理委員会に返送されたい。

なお、当該選挙人に対しては、不在者投票事由が消滅したため投票用紙等を返送した旨及び投票当日、投票所に行けば投票できる旨を連絡されたい。

- 問 8 選挙人から代理請求があり、投票用紙等の交付を受けた後、本人が人事不省（昏睡状態）に陥り不在者投票ができなくなった場合、どう処理したらよいか。
- 答 投票日の前日まで不在者投票管理者において保管すること。
なお、投票日経過後、理由を付して選挙管理委員会に返送されたい。
- 問 9 自署能力もなく、口もきけない人が候補者の一覧表を載せた新聞を持ってきて、自分が投票したい者の氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。
- 答 選挙人の意志が確認できる限り差し支えない。
- 問 10 投票箱についての定めはるか。
- 答 ない。
- 問 11 投票立会人は、不在者投票の期間中に変更して差し支えないか。
- 答 差し支えない。
- 問 12 「記名」と「署名」はどう違うのか。
- 答 記名は、本人以外の者が記載してもよいが、署名は、自書しなければならない。したがって、記名の場合はゴム印等を使用できるが、署名の場合はできない。
- 問 13 不在者投票管理者は、必ず投票記載所に立会人とともにいなければならぬか。
- 答 管理権が及ぶ場所にいれば、必ずしも投票記載所にいる必要はない。
ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合は、さらに代理投票の補助者2人がいなければならぬ。

5. その他

- 問 14 投票当日の投票管理者において不受理と決定される投票というのはどういうものか。
- 答 おおむね次のようなものである。
- ア 不在者投票用外封筒に選挙人の署名がない投票
イ 不在者投票用外封筒に所定の記載のないもの
ウ 不在者投票用外封筒の封が破られているもの
- 問 15 不在者投票事務処理において、諸様式等の住所、氏名、施設の名称の各欄は、ゴム印を使用しても差し支えないか。
- 答 差し支えない。
- 問 16 院長が候補者となつたため、副院長が不在者投票管理者となるが、この場合、何らかの選任手続きが必要か。
- 答 必要ない。このような場合は当該病院、施設等の長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者が当然に不在者投票管理者となり、依頼状のとりまとめ、投票用紙等の請求、不在者投票の執行、投票の送致、経費の請求を行うことになる。

13. 様式及び記載例等

(1) 依頼書	10
(2) 投票用紙等交付請求書	11
(3) 投票用紙（請求・送付）名簿	12
(4) 代理投票事務処理簿	13
(5) 代理投票報告書	14
(6) 不在者投票特別経費請求書（記載例）	15
(7) 不在者投票特別経費個人別明細書	17
(8) 債権者口座登録依頼書（新規・追加・削除）	18
(9) 委任状	19

